

第2節 日本国政府の取組

1998年3月、特許庁に模倣品相談窓口を設置したのを皮切りに、税関・警察との連携強化、相手国政府への働きかけ、現地情報の収集と国内産業界への提供、模倣対策マニュアルの作成等を開始した。

2004年8月、経済産業省に政府模倣品・海賊版総合窓口が設置されたことに伴い、個別の相談案件については、基本的に同窓口が一元化して対応し、国内の産業財産権に係る権利者の相談については引き続き特許庁で対応することとなった。

1. 海外における模倣品被害への対応

北京、上海、香港、台北、ソウルのエンフォースメントに関する情報を収集するとともに、模倣対策マニュアルを作成・配布し、インターネット等でも情報の提供を開始した。

(1) 模倣対策マニュアルの作成

海外に進出している日本企業等の知的財産権の保護のため、以下のマニュアル類を作成した。

【これまでに作成した模倣対策マニュアル等一覧】

模倣対策マニュアル・ハンドブック類	作成開始年度
模倣対策マニュアル（台湾編）	1997
模倣対策マニュアル（タイ編）	1998
模倣対策マニュアル（インド編）	1998
模倣対策マニュアル（インドネシア編）	1998
模倣対策マニュアル（マレーシア編）	1998
模倣対策マニュアル（香港編）	1999
模倣対策マニュアル（フィリピン編）	1999
模倣対策マニュアル（ベトナム編）	1999
模倣対策マニュアル（韓国編）	2000
模倣対策マニュアル（中国編）	2000
模倣対策マニュアル（シンガポール編）	2000
模倣対策マニュアル（中東編）	2000
メキシコの工業所有権行政の現状	2001
模倣対策マニュアル（チリ編）	2001
模倣対策マニュアル（パナマ編）	2001
模倣対策マニュアル（アルゼンチン編）	2001
模倣対策マニュアル（ブラジル編）	2001
模倣対策マニュアル（ロシア編）	2001
模倣対策マニュアル（トルコ編）	2006
アセアン・インド知的保護ハンドブック	2007
中国知財リスク対策マニュアル	2007
模倣対策マニュアル別冊—特許訴訟を主題とした知的財産案件の民事訴訟プロセス—（台湾編）	2008

(2) 知的財産権侵害判例・事例集

1999年度から発展途上国・地域における模倣品対策に関する情報を収集し、模倣品被害の多発する国・地域（インド、インドネシア、韓国、タイ、台湾、中国、フィリピン、ベトナム、香港、マレーシア）の知的財産権侵害判例・事例集の作成、提供を行っている。

2. 国内における模倣品被害への対応

善意の消費者の被害を防ぐため、また、故意による模倣品購入を防ぐため「模倣品・海賊版キャンペーン」として、2003年から、ポスターやテレビスポットCM（TVCM）等を通じた啓発活動を行っている。

【年度別キャンペーン内容】

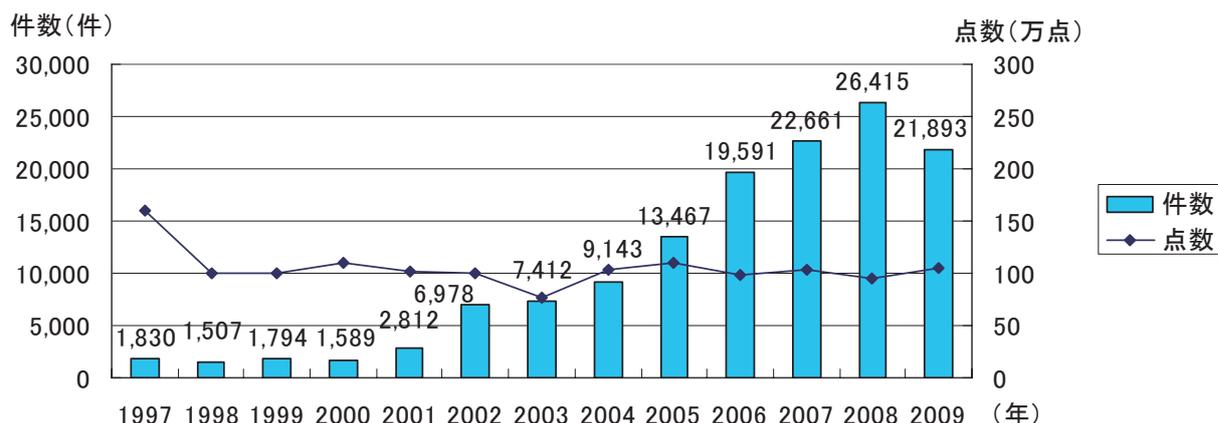
年度	キャンペーン内容
2003	TVCM、成田等の国際空港や警察などのポスター掲示、オークションサイトでのキャンペーン告知、小冊子（「ファブリカトール」及び「No Fake」）の配布に加え、特許庁ホームページ上にインターネット・コンテンツを掲示。
2004	TVCM、全国官公庁、税関、警察などでのポスター掲示、オークションサイトでのバナー広告。
2005	全国官公庁、空港事務所等にポスター掲示、各種雑誌に広告掲載、オークションサイトでのバナー広告、海外旅行者向けリーフレット配布に加え、インターネット上に特設ウェブサイトを開設。
2006	TVCM、ポスター、バナー広告、特設サイトに加え、電車内ステッカー広告や航空機内誌に広告を掲載。また、経済産業省1階ロビーで模倣品見本、パネルを展示。
2007	TVCM、ポスター、特設ウェブサイト、バナー広告に加え、新聞広告。特許庁1階ロビーで模倣品見本、パネルを展示。
2008	TVCM、ポスター、特設ウェブサイト、バナー広告に加え、公共交通機関広告、劇場広告。
2009	TVCM、ポスター、特設ウェブサイト、バナー広告、公共交通機関広告。

3. 水際での取締り

知的財産侵害物品の輸入差止件数は年々増加しており、8年連続で過去最高の件数（2008年）となったが、2009年は9年ぶりに前年比減となった。

近年、ニセモノ業者が独自のウェブサイトにより注文を受け、海外から我が国へ国際郵便等により少量の偽ブランド品を発送するなど、インターネットを介した手法が多くなっている。

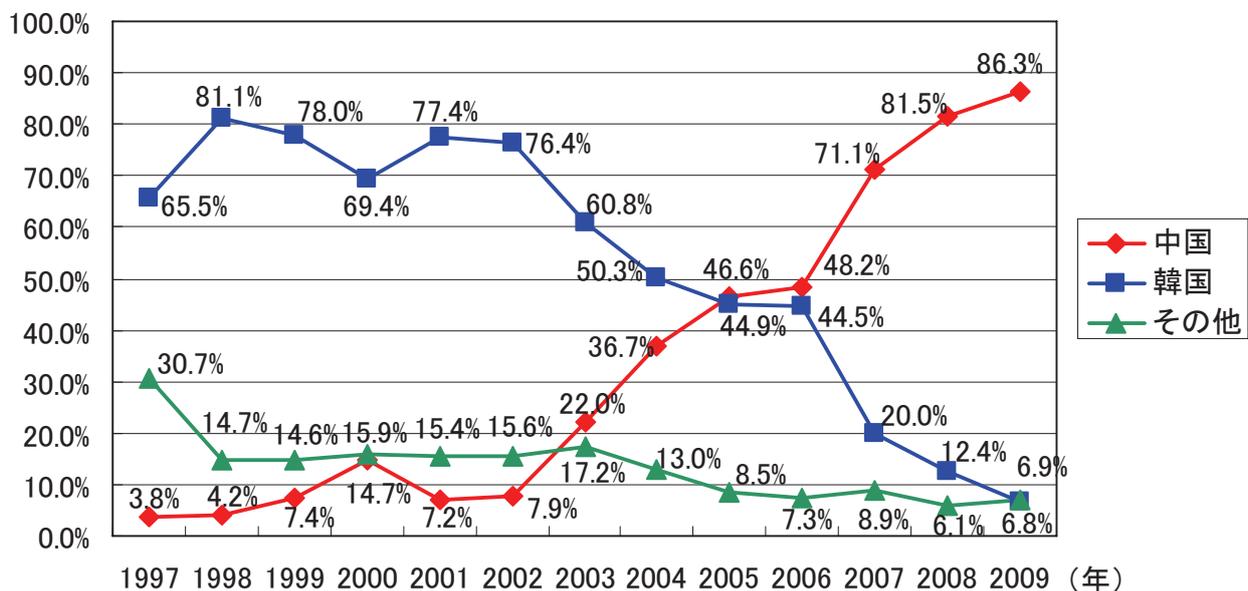
【知的財産侵害物品の輸入差止実績】



(資料) 税関ホームページより

仕出国別の輸入差止件数は、2001年は、韓国の2,177件が最多で全体の77.4%であった。その後、中国を仕出国とする差止件数が年々急増し、2009年には18,893件で全体の86.3%を占めるに至り、模倣品の一極集中化が進んでいる。

【仕出国・地域別差止実績】



(備考) 台湾及び香港の件数は中国の外数として「その他」に計上。

(資料) 税関ホームページより

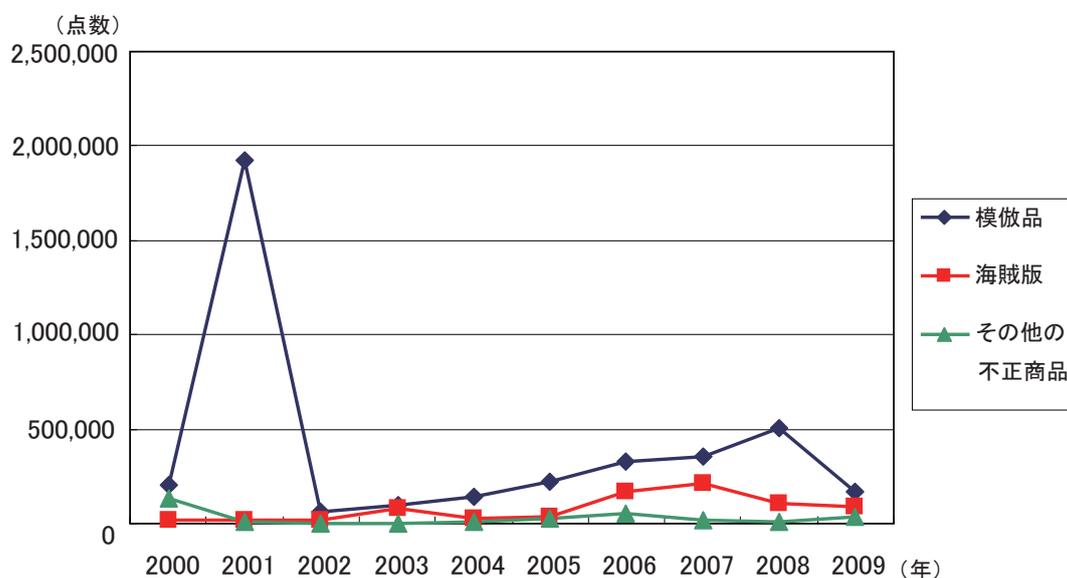
2001年の知的財産権権利別差止件数は商標権96.7%、差止点数は著作権68.4%であった。2009年は件数では商標権97.5%、点数では商標権73.6%となり、著作権は16.0%に減少した。

特許庁は、税関からの照会への対応や、我が国税関職員への研修を通じて差止めに協力している。2003年4月には、関税定率法の改正が行われ¹、特許権、実用新案権及び意匠権の侵害物品についても、輸入差止申立制度の対象とし、併せて権利者の求めに応じ、侵害疑義物品に係る権利の内容のうち、技術的な点について税関から特許庁に照会する制度が導入された。

4. 日本国内での取締り

警察による取締りによる模倣品押収点数は、2003年以降漸増していたが、2009年は激減している。

【知的財産権侵害品の押収状況の推移】



	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
模倣品	202,524	1,923,163	65,361	95,617	143,228	219,852	326,314	356,283	507,142	171,520
海賊版	21,454	17,831	13,906	81,450	25,772	34,280	169,717	217,073	105,095	88,109
その他の不正商品	130,035	10,635	62	-	7,698	30,564	57,519	15,440	5,072	32,170
合計	354,013	1,951,629	79,329	177,067	176,698	284,696	553,550	588,796	617,309	291,799

(備考) 2001年以前の音楽CD・テープの押収点数は、「その他の不正商品」に計上。

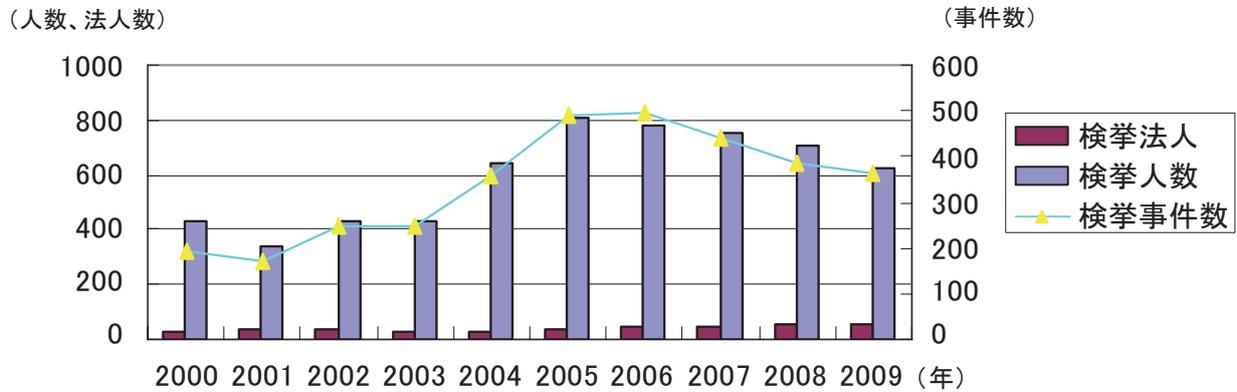
「その他の不正商品」とは、産地・品質等を偽装した偽装表示ラベルなど。

(資料) 警察庁ホームページより

¹ 2007年1月、輸出してはならない貨物の規定の導入と同時に、輸出についての差止申立制度及び認定手続を導入。なお、関税法に輸出してはならない貨物の規定が導入された際に、従来関税定率法に規定されていた輸入禁制品の規定は、輸入してはならない貨物の規定として関税法に移行された。

警察による知的財産侵害事犯の検挙事件数、検挙人数は、共に 2005-2006 年をピークに下降傾向にある。

【知的財産権侵害事犯の検挙状況】

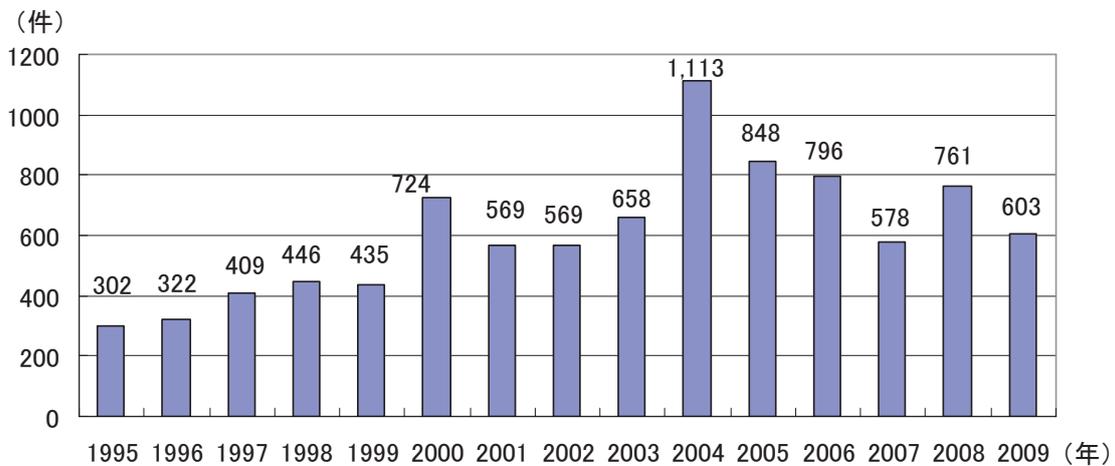


年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
検挙法人	26	36	39	26	30	40	42	50	51	56
検挙人数	431	340	435	431	644	805	783	756	710	620
検挙事件数	193	173	246	245	359	492	493	441	385	364

(資料) 警察庁ホームページより

国内での模倣品製造・流通を防ぐため、特許庁は我が国の警察からの知的財産侵害事件に関する照会への対応を通じて取締りに協力している。

【警察から特許庁への知的財産事案照会件数の推移】



(資料) 特許庁作成

5. 民間主導の取組

(1) プロジェクトの概要

我が国の企業・業界団体の中には、従来から、精力的な調査活動により模倣品の製造業者や流通ルートを特定した上で現地取締機関に取締りを要請する等、模倣品対策に積極的に取り組む企業・業界もある。しかしながら、こうした取組には粘り強い努力が必要であり、人的・資金的制約の中で十分な対応ができていない場合も多い。また、個々の企業・業界単位による対応では現地政府・取締機関に対する交渉に限界があることも否めない。

このような状況を踏まえ、業種横断的な産業界の連携を推進し、我が国政府と一体となって模倣品対策を強化するため、2002年4月に「国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）」が設立され、「侵害国政府への模倣品対策強化要請」、「情報交換・調査研究」、「侵害国政府に対する人材育成協力」といったプロジェクトを実施している。

IIPPFは、メンバー全体の意志決定機関として総会を設置し、議論を行う場として企画委員会を置くとともに、主要な活動は、以下の4つのプロジェクトにより行われている。

【各プロジェクトの主要な活動内容】

第1プロジェクト	中国における模倣品対策が中心。中国政府関係者との対話のため、官民合同ミッションの派遣、中国政府関係者の日本への招へい等。
第2プロジェクト	中国以外の知的財産権侵害発生国に対する対策。
第3プロジェクト	中小企業の海外での模倣品対策事例を紹介し、対策手段等をプロジェクトメンバー間で共有。
第4プロジェクト	知的財産権に係る普及啓発活動を実施。

(2) 官民合同ミッション

官民合同ミッションについては、以下のとおり訪中・訪印・訪中東ミッションが実施された。

【訪中ミッション】

日程	概要
2002年12月1-7日	知的財産政策及びエンフォースメントに関係する中央・地方の各政府機関への要請と、エンフォースメント担当職員に対するセミナーの開催。
2004年5月9-15日	刑事訴追を中心とする再犯者対策の強化、デッドコピーなど外観デザイン模倣品対策の強化、被害を受けている出願中の特許に関する優先審査制度の導入などについて、意見交換。
2005年6月12-16日	模倣品・海賊版取締強化支援のため、同年6月9日に模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議決定された、「知的財産保護協力・能力構築支援戦略」を紹介し、日本から協力事項を提案。
2006年6月4-9日	中国政府の知的財産保護強化に向けた取組に協力する一方、中国自身のためになる法改正等の要請について、日本企業の被害の実態や経験を踏まえ、事実関係を伝えて改善要請。

日程	概要
2007年9月16-20日	協力事項として、中国の特許審査官に対する技術説明会や地方取締官向けセミナー等の開催を提案するとともに、外国周知の未登録商標の冒認出願からの保護や「コピー車」問題対策等に関し具体的な要請。
2008年6月9-12日	専利法改正案に対する日本側の要望を提示し、意見交換。
2008年9月21-25日	執行機関に対し、これまでIIPPFが提出した建議事項につき再度討議したほか、日中双方にとり効果的な協力支援事業の実施に向け意見交換。
2009年2月10-13日	模倣品・海賊版問題への取組強化、我が国地名等の第三者による冒認出願への対応強化、2008年6月に中国政府が発表した知的財産政策の基本となる「国家知財戦略綱要」の着実な実行等を要請するとともに、両国間の知財保護に関する協力に関する意見交換。
2009年12月8-12日	これまでIIPPFが提出した建議事項につき再度討議したほか、模倣品ビジネスが行いにくい環境作りに向けて討議し、同年10月に施行された改正専利法に係る実施条例や審査指南の施行予定、関連法規の改正の状況について確認。

【訪印ミッション】

日程	概要
2008年2月18-25日	中国以外では初の官民合同ミッション。インドの知的財産権に関する政府機関と協議するため派遣し、知的財産法制度に関する相互理解の討議を行い日本の権利者からの要望を伝えるとともに、インドの模倣品・海賊版の実態及びこれらに対する対応策を確認。

【訪中東ミッション】

日程	概要
2009年1月24-29日	サウジアラビア王国及びアラブ首長国連邦の知的財産保護に係る政府機関等に対して、模倣品取締の強化に係る要請、及び意見交換を行うため派遣。日本の権利者からの要望を伝えるとともに、具体的な協力事業も提案した。ミッションに併せ真贋判定セミナーも開催。
2010年1月21-28日	サウジアラビア王国及びアラブ首長国連邦の知的財産保護に係る政府機関等に対して、模倣品取締に係る意見交換を行うとともに、真贋判定セミナーを開催。